

利用期間更新とケアプランについて（1）

Q&A補足説明資料
No.1,2関係

【基本取扱い】

- ①利用期間更新は直近3か月（パターン1,3）
- ②更新不可判定が出た場合は、サービス終了後の自主的・継続的な取組への支援の必要期間として、引き続き3か月利用可能（パターン2,3）
- ③更新不可判定が2回連続となった場合は、サービス利用終了（パターン2）
- ④基本チェックリスト活用による判定は3か月ごとに実施（全パターン）

※ただし、利用開始後最初の判定のみは6か月利用期間終了時にサービス終了する可能性のある者を確認することが趣旨であることに留意（パターン1）

【ケアプランを変更する場合】

- ①判定の結果、更新可の場合は次の6か月のケアプランを作成（パターン1,3）

※利用期間更新は3か月であるが、次の判定で更新不可となってもその後3か月は利用可能であるため、6か月のケアプランを作成

※ケアプラン有効期間中の判定が更新可の場合はケアプラン変更不要（パターン1）

- ②3か月ごとの判定で、更新不可となった場合は、ケアプラン変更（利用期間・支援内容）（パターン2,3）
- ③3か月ごとの判定で、前回と判定結果が異なる場合は、ケアプラン変更（パターン3）

利用期間更新とケアプランについて (2)

Q&A補足説明資料
No.1,2関係

